

令和 2 年度随意契約による発注予定の契約情報

令和 2 年 5 月 7 日現在

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づき随意契約の方法により発注を行う予定の契約に係る情報を次のとおり公表します。

なお、内容については、公表時における概要であり、今後変更となる場合があります。

実施機関名 オホーツク総合振興局総務課

買い入れる物品又は提供を受ける役務の名称及び数量	当初	印刷 角2号再生クラフト封筒 19,500枚 長3号再生クラフト封筒 14,700枚
	変更	
契約を締結する時期	当初	令和2年5月
	変更	
契約の相手方の選定方法	当初	特定随意契約に係る登録名簿に記載された者から1者を選定する。
	変更	
その他	当初	納品場所：オホーツク総合振興局、納期限：令和2年6月30日
	変更	

- 注 1 発注予定について変更があった場合は、変更後の事項及び変更年月日を「変更」欄に記載するものとする。
- 2 「契約の相手方の選定方法」欄には、特定の1者を契約の相手方として選定するのか、指名した者又は公募に応募した者の中から契約の相手方を選定するのかの区分を記載すること。
- 3 「その他」欄には、契約の履行について参考となる事項（契約の履行場所（納品場所）、契約期間（納期限）等）を、必要に応じて記載すること。
- 4 運用方針第3節（随意契約）関係の1の規定により財務規則第162条の3の規定を準用して行う公表に使用する場合には、「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第○号」を「北海道財務規則の運用方針（「北海道財務規則の運用について」（昭和45年4月1日付け局総第230号総務部長、副出納長通達）第3節（随意契約）関係の1の（○）」に「買い入れる物品又は提供を受ける役務の名称及び数量」を「（契約の目的物）の名称及び数量」に改めて使用すること。